建設委員会報告資料

令和８年１１月１３日

報告事項件名　　頁

（１）都市型内水氾濫対策の強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（２）都市計画道路補助第１３８号線沿道の
　　都市計画等変更原案説明会の開催結果について・・・・・・・・・・・・・・　８
（３）足立区ユニバーサルデザイン推進計画改定の進捗状況について・・・・・・１２
（４）五兵衛橋架け替え事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（５）補助第１３８号線の信号機等の設置について・・・・・・・・・・・・・・１７
（６）花畑川環境整備事業の取組み状況について・・・・・・・・・・・・・・・１８
（７）五反野駅前通り無電柱化事業の
　　１期と２期一体整備に伴う説明会について・・・・・・・・・・・・・・・・１９
（８）建築物減災対策に関する調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

（都市建設部）

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年１１月１３日

件　　名	**都市型内水氾濫対策の強化について**
所管部課名	都市建設部都市建設課 都市建設部事業調整担当課
内　　容	令和８年８月千葉豪雨をはじめ、全国的に内水氾濫による被害が発生しており、補正予算での対応を含めた方針について、以下のとおり報告する。 **１　アンダーパス等の機能強化** （１）対策箇所（区内全１０か所） ア　アンダーパス（５か所） 前後道路と比較して、路面がくぼんでおり、浸水しやすい箇所 イ　高架下道路（３か所） 上部に高架橋があるが、前後の道路とフラットな構造の箇所 ウ　過去、浸水被害が複数回発生している箇所（２か所） 三味線堀、ギャラクシティ周辺 （２）今後の対策内容 別紙１（Ｐ５）のとおり **２　被災車両対策の強化** 千葉豪雨で冠水した被災車両により、緊急車両等の通行の支障となった事例を受け、以下の対策強化を図っていく。 （１）現状 例年、水防訓練などでホイールローダーを使用した車両の除却訓練を行っているが、大規模な被害が発生した場合、除却に必要な資機材や人員が不足する可能性がある。 （２）車両移動資機材の増設 人力で車両を移動できるドーリーを２セット増設し、合計４セットとする。なお、都市建設部では新規採用者を対象に毎年、車両移動の訓練を実施しており、今後も継続して実施していく。  車両移動用ドーリー  訓練状況

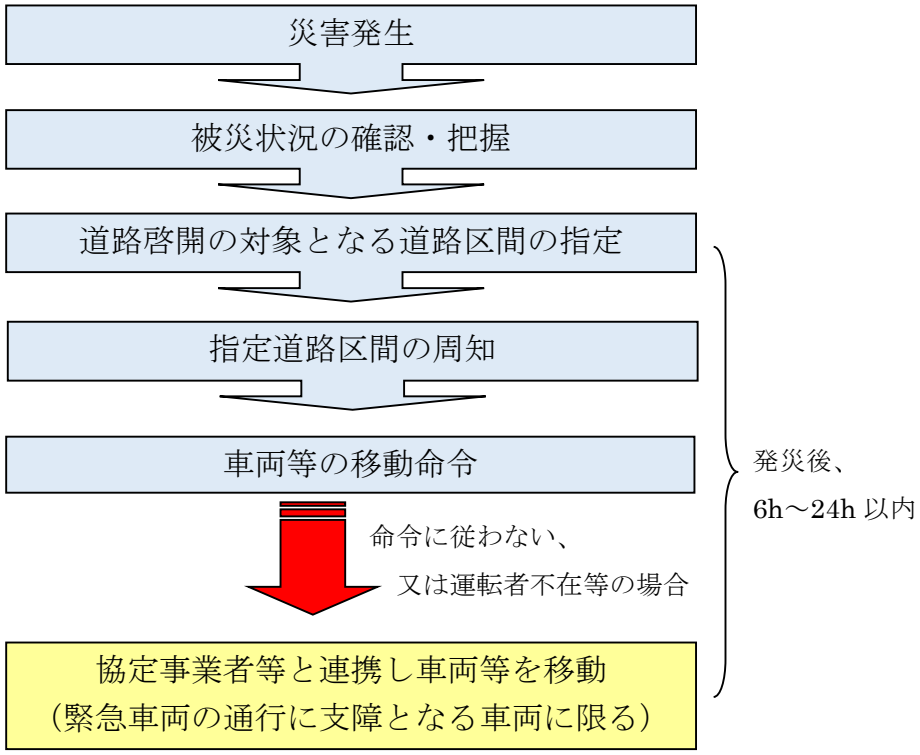
（３）災害時協定締結先との連携強化

現在、足立建設業協会等と災害時協定を結んでいるが、被災車両が大規模に発生した際への備えは不十分である。そのため、災害時協定先の拡大を含めて検討していく。

（４）法手続きの円滑化

車両等の撤去を行う場合、災害対策基本法第７６条に基づく手続きが必要となるため、研修等を通じて職員の熟度を高めていく。

＜災害対策基本法に基づく車両移動の流れ＞



３　これまでに実施した対策

（１）ギャラクシティ周辺

令和８年７月１７日の集中豪雨で浸水被害が発生したギャラクシティ周辺で以下の対策を実施した。



注意喚起標識



雨桝蓋の交換

	（２）止水板設置工事助成制度の拡充 　内水氾濫時に建物への雨水の流入を防ぐのに有効な止水板の設置を促進するため、令和８年１０月から別紙２（Ｐ６～７）のとおり、特定地域に限り、助成率や限度額の拡充を行った。 **４　今後の方針** 　千葉豪雨を始め、全国的に台風や集中豪雨による災害が激甚化・頻発化しており、補正予算の編成も含め、早期にアンダーパス等の対策を実施していく。

アンダーパス等の機能強化（案）

別紙１

A．監視カメラ



ギャラクシティ周辺

B．電光表示板・注意喚起看板

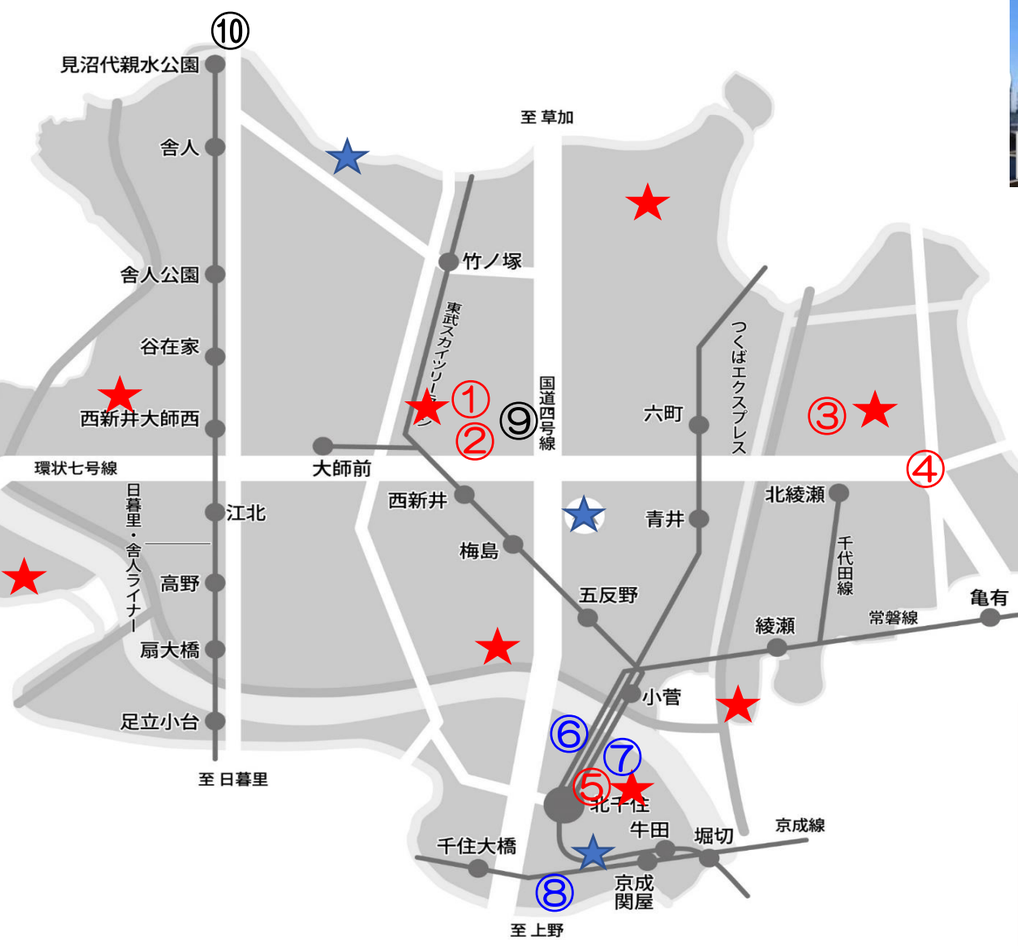


⑦東武鉄道高架下道路

D．浸水深表示



③加平谷中トンネル





雨量計の増設

★ 既存の雨量計（３か所）

★ 今回設置する雨量計（8か所）

E．自動遮断機



⑧JR・メトロ高架下道路



○：全箇所設置（現状で未整備の箇所は全て設置する）

	A.監視カメラ	B．電光表示板・注意喚起看板	C．排水ポンプ・非常用電源	D．浸水深標示（路面・側壁）	E．自動遮断機
アンダーパス（５か所） ①～⑤	○	○	○	○	⑧JR・メトロ高架下道路のみモデル設置予定
高架下道路（3か所） ⑥～⑧	○	○		○	
ギャラクシティ・三味線堀周辺 ⑨～⑩	○	○			

別紙２

台風や豪雨などによる

令和８年１０月～
特定地域に限り制度拡充！

浸水被害から守ります

止水板設置工事助成のご案内



設置が簡単！

保管もかさばらない！

高い止水性能！

対象区分	助成率	限度額
① 令和8年7月17日以降浸水被害があった地域 ② 内水氾濫による想定最大浸水深が0.5m以上の地域 ※ 対象の町丁目など詳しくは区ホームページをご覧ください	9/10	拡充 最大100万円
上記以外の区内全域	1/2	50万円

足立区

足立区ホームページから
止水板 検索

詳細は裏面へ

助成対象者

・足立区内の住宅、店舗、事務所等の所有者または使用者、
・水防法に規定する要配慮者利用施設※（民間）の所有者及び管理者

※ 社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

対象工事

止水板設置工事及びそれに伴う関連工事

※ 止水板は、金属等の浸水に耐えうる材質で、一定の浸水防止性能があること。また、取外し又は移動が可能で、繰り返し使用ができること。

⚠ このような場合は助成対象外です

・**工事を伴わない**場合（置き型止水板を購入するだけなど）
・**扉として併用**する場合（止水板は浸水防止の用途に限る）
・周辺地盤より掘削して設けた**地下室（半地下構造含む）がある建物に設置**する場合
　※　令和５年３月以前に建築確認済証が交付された建物は助成対象。
・売買目的で所有する建物に止水板を設置する場合

申請手続きの流れ

1	事前相談	まずは計画段階で区へご相談ください。 ※ 区からの交付決定前に着工した場合は、**助成の対象外**です。
2	助成金交付申請	**助成金交付申請書**に必要書類を添えて区へ申請してください。
3	審査・交付決定	・申請内容を区が審査し、助成金の交付を決定します。 ・交付決定後に『**交付決定通知書**』を申請者にお送りします。
4	工事着工～完了	・交付決定通知書を受け取ったら、工事を始めてください。 ・工事が完了したら、**工事完了届**に必要書類を添えて区へ提出してください。
5	現地確認・検査	・提出書類と設置した現地の状態を区が検査し、合格であれば**助成金の交付額を確定**します。 ・交付額の確定後に『**助成金確定通知書**』を申請者にお送りします。
6	助成金の請求	助成金確定通知書を受け取ったら、助成金の請求書を区へ提出してください。
7	助成金の交付	助成金を指定口座に振り込みます。

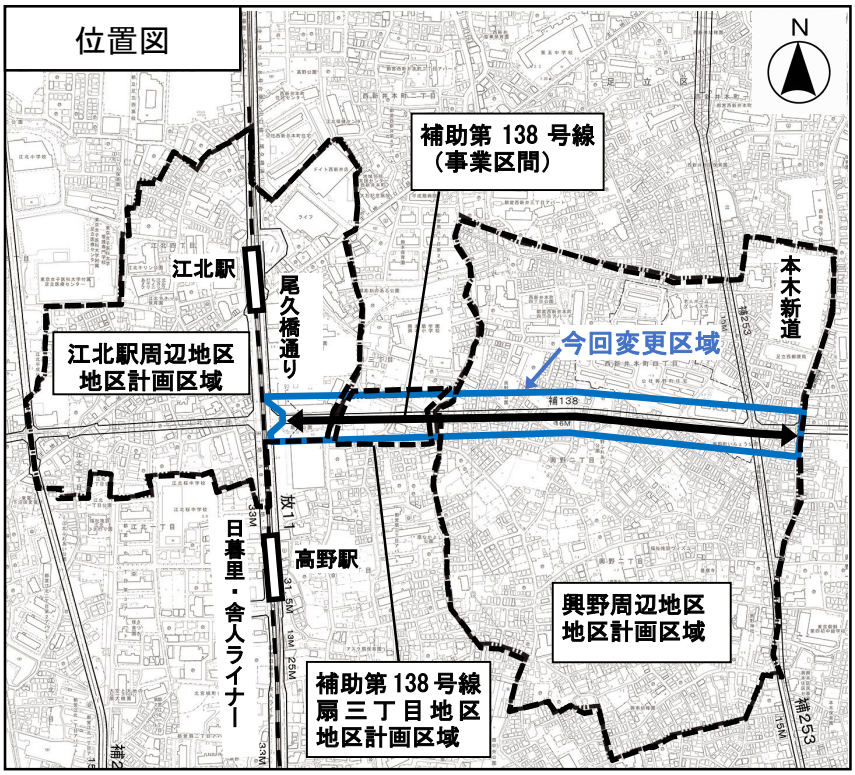
＜申請・問合せ先＞

足立区都市建設部都市建設課事業推進係
〒120-8510　足立区中央本町1-17-1（北館4階）
TEL：03（3880）5478　FAX：03（3880）5619
E-mail：k-jigyo@city.adachi.tokyo.jp

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年１１月１３日

件　　名	**都市計画道路補助第１３８号線沿道の都市計画等変更原案説明会の開催結果について**
所管部課名	都市建設部まちづくり課
内　　容	都市計画道路補助第１３８号線（興野地区）の整備に合わせ、沿道の延焼遮断帯形成に向けて都市計画法第１６条に基づく都市計画原案の説明会を開催したため、以下のとおり報告する。



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：8 都市基交測第 51 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップに帰属する。(承認番号)8 都市基街都第 73 号、令和８年５月 25 日(承認番号)8 都市基交都第 31 号、令和８年５月 21 日

１　開催日時及び参加者数

補助第１３８号線扇三丁目地区、江北駅周辺地区、興野周辺地区の各地区で説明会を開催した。

地　区	開催日時及び場所、参加者数
①扇三丁目地区	令和 8 年 10 月　30 日(金)午後　7 時～午後　7 時 50 分　7 名 10 月　31 日(土)午前　10 時～午前　10 時 40 分　6 名 開催案内配布数　約 80 部
	江北桜中学校

地　区	開催日時及び場所、参加者数
②江北駅周辺地区	令和 8 年 11 月　1 日(日)午前 10 時～午前 10 時 50 分 30 名 11 月　2 日(月)午後　7 時～午後　8 時　　12 名 開催案内配布数　約 2,900 部
	すこやかプラザ　あだち（1 日） 江北小学校（2 日）
③興野周辺地区	令和 8 年 11 月　3 日(火)午前 10 時～午前 11 時 15 分 48 名 11 月　4 日(水)午後　7 時～午後　8 時 15 分 10 名 開催案内配布数　約 5,400 部
	西新井小学校

2　主な説明内容

（1）まちづくりの目標

ア　災害に強いまち（扇三丁目・江北駅周辺・興野周辺）

イ　住みやすいまち（扇三丁目・興野周辺）

ウ　活気のあるまち（江北駅周辺）

（2）用途地域の変更案

用途地域、容積率、建蔽率、高度地区、防火規制、道路斜線勾配

（3）地区計画の計画案

壁面の位置の制限等

3　主な質疑

①　扇三丁目地区	
Q1	道路から 30m の規制区域について、敷地の一部が区域にかかっている場合、規制はどのように適用されるのか。
A1	道路から30mの区域に敷地の一部がかかる場合の取扱いについては、規制の種類によって異なります。 建築物の高さに関する規制や防火規制など、それぞれの規制について、区域の境界と建築物・敷地の位置関係に応じて適用の判断を行います。
Q2	都市計画変更後、直ちに建替えなければならないわけではなく、将来、建替えを行う際に新たな規制が関係してくるという理解でよいか。
A2	はい。都市計画変更によって、直ちに建替えを求めるものではありません。

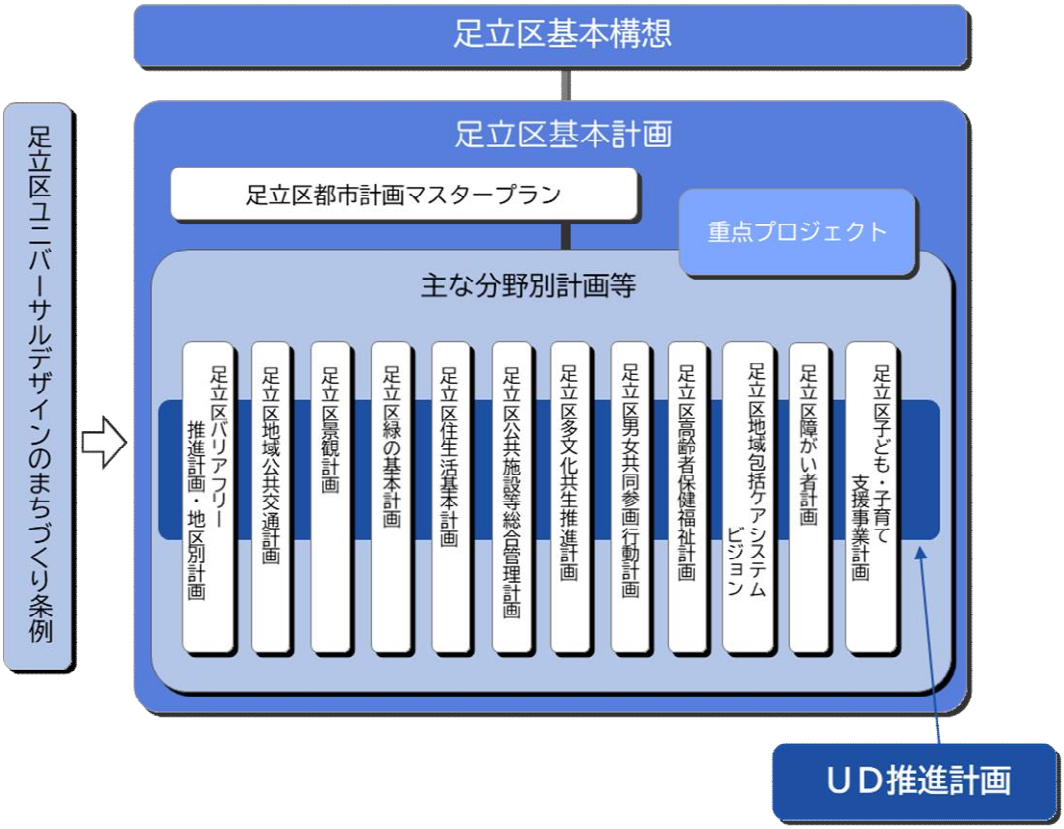
Q3	説明会で反対する人や、計画に納得できない人が一定数いた場合、都市計画変更案が撤回されることはあるのか。また、反対意見が何割以上あれば撤回されるといった基準はあるのか。
A3	反対意見の割合によって、都市計画変更案が撤回されるという規定はありません。 都市計画の手続きにおいては、都市計画審議会で、いただいた意見を説明し委員による審議を経て、都市計画の決定に向けた手続きを進めていくことになります。
② 江北駅周辺地区	
Q1	最低高さを 7mにした根拠は何か。
A1	7mの数字は、法律等の根拠はありません。延焼遮断帯形成のため、1 階あたりの高さが約 3mと考えると、2 階建てでは約 6mとなり、7m以上とすることで 3 階建て（耐火建築物）を誘導できると見込んでいます。加えて、高さ 7mの制限等を導入することが、建築助成や除却助成の対象となる不燃化促進事業を行うための要件となっています。
Q2	本説明会の対象区域について、範囲を確認したい。
A2	建替えルールの変更を進める範囲は、昨年事業認可を受けた都市計画道路補助第 138 号線沿道 30m内で、江北駅周辺地区地区計画区域の全域が対象ではなく、南東部の一部が対象範囲となっています。
③ 興野周辺地区	
Q1	30m の境界線は、現地にマーキングするのか。
A1	沿道 30m の範囲については、建替え等の際に、建築士や測量士が敷地ごとに個別に測量して確認することとなるため、現地にあらかじめマーキングするものではありません。
Q2	建替えを実施する場合に、耐火建築物にすることで建築コストの増加が見込まれることに対して、区からの助成・補助制度はあるのか。
A2	現在、都市計画道路補助第 138 号線沿道 30m区域において、建築助成や除却助成制度の導入に向けて東京都と協議を進めています。
Q3	都市計画変更について、説明会資料では令和 9 年度に決定する予定となっているが、いつ頃を目標としているのか。
A3	都市計画決定・告示は、令和 9 年夏頃を予定しています。

４　今後の予定

時　期		内　容
令和８年度	11 月	都市計画法第 16 条に基づく都市計画原案の公告・縦覧
	1 月	都市計画法第 19 条に基づく東京都知事協議
	2 月	都市計画法第 17 条に基づく都市計画案の公告・縦覧
	3 月	足立区都市計画審議会にて審議
令和９年度	春頃	東京都都市計画審議会にて審議
	夏頃	都市計画変更の決定
	夏以降	建築物等の制限条例の改定

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年１１月１３日

件　　名	**足立区ユニバーサルデザイン推進計画改定の進捗状況について**
所管部課名	都市建設部ユニバーサルデザイン担当課 都市建設部都市建設課
内　　容	足立区ユニバーサルデザイン推進計画（以下「ＵＤ推進計画」という。）改定作業の進捗状況について、以下のとおり報告する。 **１　ＵＤ推進計画とは** 区の基本構想及び基本計画を踏まえ、区の様々な分野別計画と連携を図りながら、ユニバーサルデザインのまちづくりを体系的かつ総合的に推進していくための基本的な考え方をまとめた計画である。 平成２６年８月に策定以降、令和２年２月に改定しており、前回の改定から約７年が経過している。 ＵＤ推進計画の位置づけ 

２　改定の理由

前回の改定以降、以下（１）（２）など足立区を取り巻く環境に変化がみられ、これらとの整合を図るため。

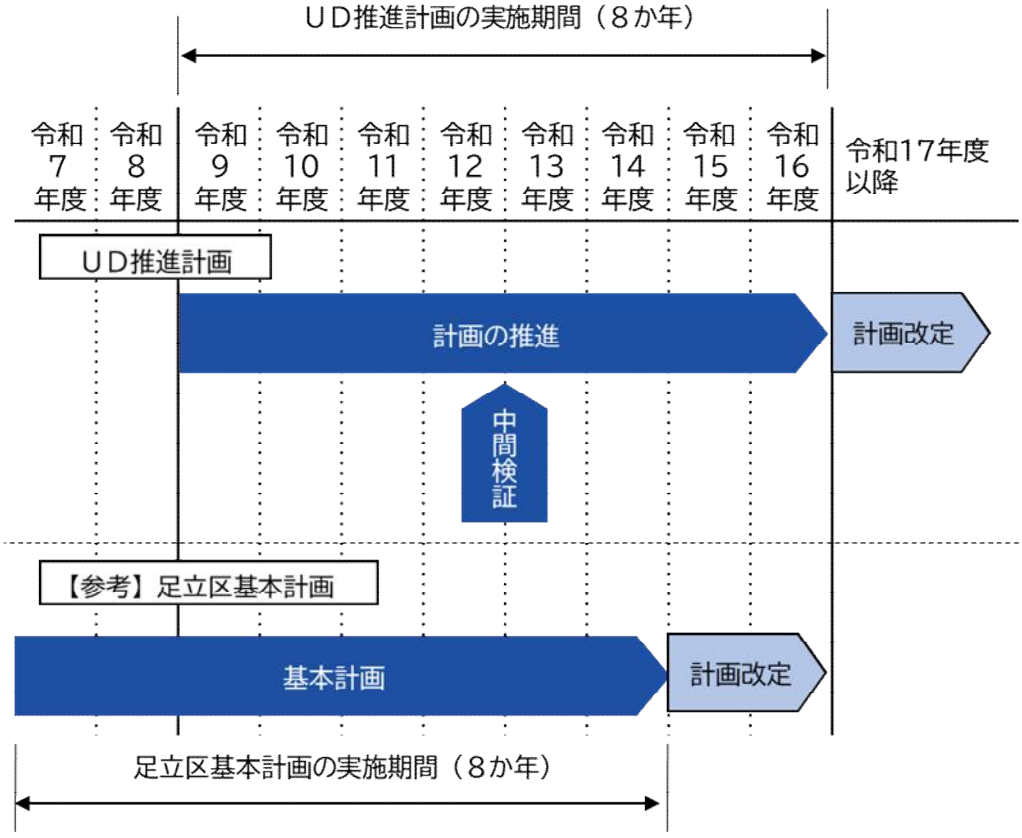
（１）令和７年２月に足立区基本計画が改定され、令和８年度末には都市計画マスタープランの改定が予定されているため。

（２）自然災害の頻発・激甚化や高齢化のさらなる進展など、社会情勢の変化が著しいため。

３　ＵＤ推進計画の実施期間

足立区基本計画に合わせて８か年を実施期間とし、令和９年度から令和１６年度までの取組みの方向性を定めるものとする。

また、計画の中間年度（４年目）には、各事業の上位計画や実施計画、他の分野別施策等との整合を図るために中間検証を行う。



４　現在の進捗状況

（１）これまでの取組みにおける課題を抽出し、以下のとおり改定の方向性（案）を整理した（別紙参照　Ｐ１５）。

ア　基本方針となる「４つの柱」（『ひとづくり』『くらしづくり』『まちづくり』『しくみづくり』）の構成を継続する。

イ　区民等にとっての分かりやすさ向上と、スピード感のあるＰＤＣＡサイクルの推進を図るため、柱ごとに目指すべきビジョンを設定するとともに、重点施策群と推進施策群に区分して体系を整理する。

（2）令和８年９月３日・４日開催の足立区ユニバーサルデザイン推進会議（区長附属機関。以下「推進会議」という。）の評価部会において意見を聴取し、改定の方向性について議論を行った。

（3）推進会議での主な意見

項　　目	意見内容
重点化の推進	外国人住民の急増や要介護・要介助等の高齢者の増加といった区特有の課題を見据えた重点化が望ましい。
施策評価・推進の手法	専門外の施策評価は学びや気づきがある一方、書面のみでは評価が困難な面もあるため、重点施策群を中心に現地視察や勉強会を設けることが有効。
活動指標の見直し	申請件数などの所管部署の努力だけではコントロールしにくい指標が含まれているため、事業者への働きかけの質や改善状況を見る指標を設定することが望ましい。
施策群における全庁的連携	イベント開催や事業実施に伴う広報活動など、部署間の縦割りを越えた連携の仕組みを計画に反映させることが重要である。
区民等へのわかりやすい発信	計画の内容や評価結果が区民等に伝わるよう表現を工夫するとともに、区・区民・事業者それぞれの責務や役割を明確にして計画に反映させるべき。

５　今後のスケジュール（予定）

時　　期		内　　容
令和８年	11 月～	計画内容について、障がい当事者等団体やこども・若年者等への意見聴取を実施
	12 月 17 日	第 44 回推進会議にて改定の方向性（案）及び計画素案などを報告
令和９年	１月～2 月	パブリックコメントの実施
	3 月 24 日	第 45 回推進会議にてＵＤ推進計画の原案とりまとめを報告
	5 月～6 月頃	第 46 回推進会議にて計画案を報告・審議のうえ、ＵＤ推進計画改定

６　今後の方針

令和８年度末に原案をとりまとめ、令和９年度上半期の改定に向け、推進会議等における意見を整理するとともに、関係所管と連携しながら改定作業を進める。

足立区ユニバーサルデザイン推進計画　改定の方向性・骨子

別紙

基本構想・基本計画

ユニバーサルデザイン推進計画

将来像　協創力でつくる　活力にあふれ　進化し続ける　ひと・まち　足立

4つの視点

【ひと】	【くらし】	【まち】	【行財政】
多様性を認めあい、夢や希望に挑戦する人	人と地域がつながる安全・安心なくらし	真に豊かな生活を実現できる魅力あるまち	様々な主体の活躍とまちの成長を支える行財政

4つの柱

基本方針 1	基本方針 2	基本方針 3	基本方針 4
思いやりある『ひとづくり』	快適にすごせる『くらしづくり』	便利に生活できる『まちづくり』	みんなに役立つ『しくみづくり』

施策群

区が実施する / 区が目指す　**重点ビジョン・指針**

重点施策群

【ひと】

【人材の育成、教育の充実】

○ 区民が様々な立場の方と交流する機会を設け相互理解を深めることで、「心のバリアフリー」のさらなる推進を目指します。

○ 子どもたちが幼少期からUDを学ぶことで、年齢や障がいの違いにかかわらず、だれもが当たり前に助け合える価値観を地域全体に育みます。

【くらし】

【 多世代・多文化共生】

○ 身近に頼れる人がいない高齢者・障がい者や子育て世帯が、地域から孤立することなく安心して日常的に交流できる温かい居場所づくりを広げます。

○ 文化や習慣の違いを超えて互いを理解し合えるよう、魅力的な情報発信や啓発、地域イベントを推進し、良好な地域関係を築きます。

【高齢者・障がい者等支援】

○ 広報・相談体制を整え支援制度や体制の充実化に加え、既存の支援や制度を必要とする方へより迅速・的確に届けます。

【まち】

【交通対策】

○ 歩行者や自転車、車いすユーザー等の誰もが安全・快適に移動できるよう、歩道等のハード整備に加え、優先設備（エレベーター・トイレ等）の適正利用の普及を図るなど、ハード・ソフトが一体となった快適な移動環境づくりをさらに推進します。

【行財政】

【情報アクセシビリティ】

○ 高齢者や障がい者、外国人等を含むすべての区民が、自分に合った手段（音声・筆記・多言語等）で必要な行政・防災情報を確実に取得・理解できるようアクセシブルな情報発信を進めます。

【 激甚災害への対策】

○ 高齢者や障がい者、親子連れ等の要配慮者が、災害時に避難行動の遅れや適切な支援を受けられずに孤立することなく迅速・安全に避難できるよう、バリアフリーな避難所環境の整備を着実に推進します。

○ 平時から高齢者・障がい者・女性等の多角的な視点を活かした避難所設営・運営訓練を地域で実施し、すべての区民を支える災害支援体制を確立します。

区が実施する　**個別施策（例）**

推進施策群

○ UDを業務に活かせる職員の育成 ○ UD情報の定期発信	○ UD製品の開発支援 ○ UD製品の周知啓発 ○ 住まい等に関するUD支援等の情報発信	○ 公共交通施設の整備・誘導 ○ 公共建築物等のUD推進 ○ 民間建築物のUDの誘導	○ UD推進計画の適切な進捗管理 ○ UDに配慮した情報基準の運用 ○ 情報媒体のUD化

目指すべき姿　将来像　ひとを育み　まちを創る　だれもが自分らしく暮らせるまち　足立

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年１１月１３日

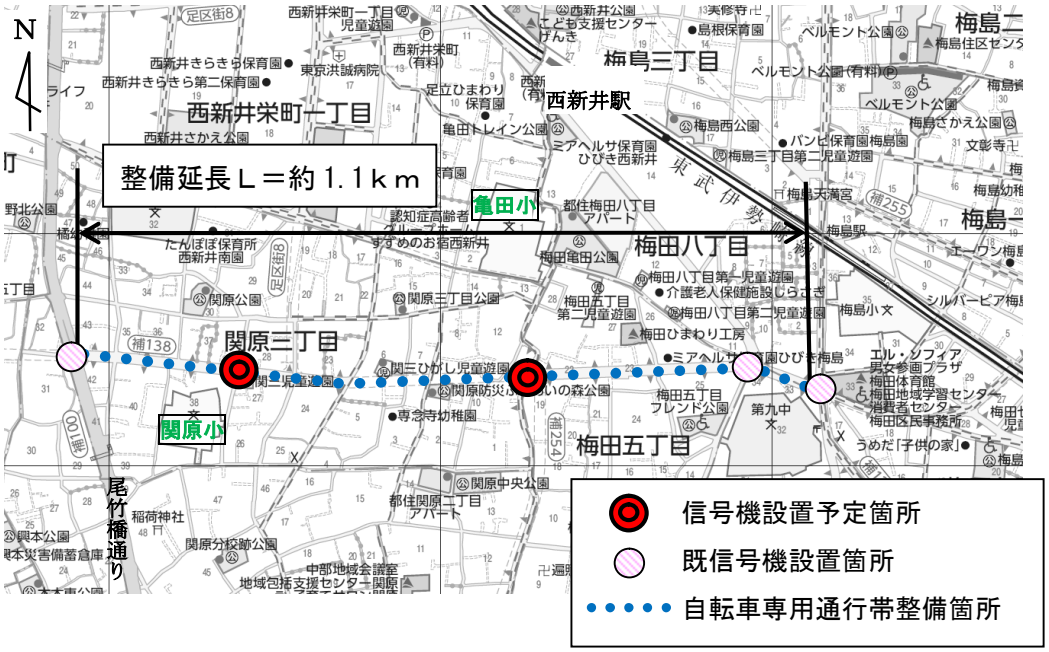
件　　名	**五兵衛橋架け替え事業について**
所管部課名	道路公園整備室道路整備課
内　　容	五兵衛橋架け替え事業について、以下のとおり報告する。 **１　完成及び交通開放について** （１）交通開放　令和８年１１月２２日（日） （２）位置図  **２　完成記念式典について** 以下のとおり、完成記念式典を行った後、交通開放する。 （１）日　　時　令和８年１１月２２日（日）１０時～（交通開放前） （２）場　　所　弘道小学校体育館（西綾瀬四丁目７番２７号） 新設五兵衛橋 （３）式典内容　主催者挨拶、来賓祝辞、来賓紹介、テープカット、 （予定）　新設五兵衛橋へ移動し渡り初め　ほか **３　現況の五兵衛橋について** （１）新設五兵衛橋の交通開放と同時に現況五兵衛橋を閉鎖し、交通切り替えを行う。 （２）現在、撤去に向けた設計及び関係機関協議を行っている。撤去のスケジュールは改めて報告する。

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年１１月１３日

件　　名	**補助第１３８号線の信号機等の設置について**
所管部課名	道路公園整備室道路整備課
内　　容	西新井駅西口周辺地区内の都市計画道路補助第１３８号線について、信号機等の設置を行うため、以下のとおり報告する。

１　信号機設置及び自転車専用通行帯設置箇所図



２　信号機の設置について

歩行者が補助第１３８号線を安全に横断できるように、関原小学校北側と亀田小学校南側に警視庁が信号機を令和９年２月末までに設置する。

３　自転車専用通行帯の設置について

自転車の走行空間を確保するため、自転車専用通行帯を令和９年３月末までに設置する。



自転車専用通行帯設置イメージ

建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年１１月１３日

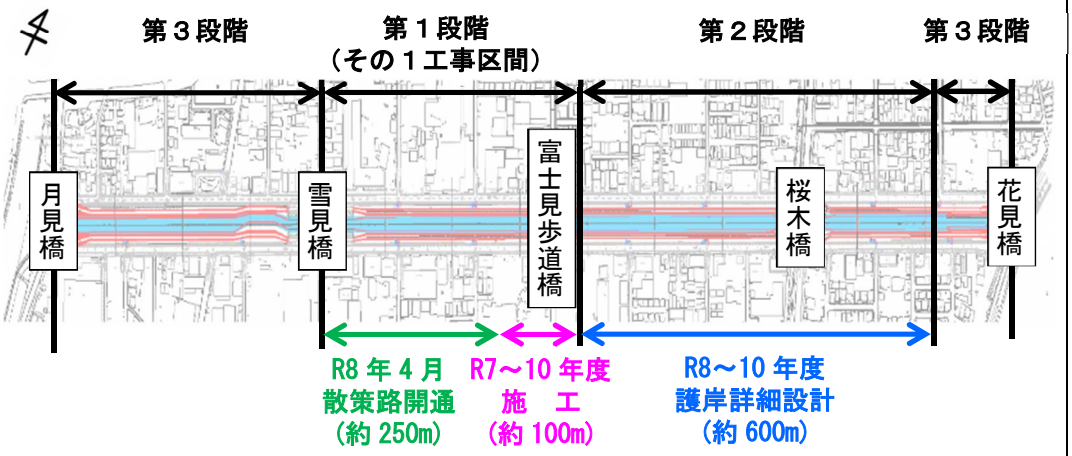
件　　名	**花畑川環境整備事業の取組み状況について**
所管部課名	道路公園整備室道路整備課
内　　容	花畑川環境整備事業の取組み状況について、以下のとおり報告する。

１　第１２回花畑川を考える会の開催結果について

（１）開 催 日　令和８年１１月４日（水）
（２）場　　所　佐野地域学習センター（佐野二丁目４３番５号）
（３）内　　容
　ア　現在の工事状況について
　イ　第１段階区間の改修案について
　　前回の花畑川を考える会で実施した現場視察で挙がった要望について、区の改修案を提示した。
　（ア）植樹桝の座面の追加
　（イ）日除けの設置
　（ウ）植栽の追加

２　スケジュールについて

時　期	主な事項
令和　８年　４月	第１段階散策路の一部開通
令和 10 年	「富士見歩道橋架け替え及び周辺護岸整備工事」工事完了 【第１段階　整備完了】



建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年１１月１３日

件　　名	**五反野駅前通り無電柱化事業の１期と２期一体整備に伴う説明会について**
所管部課名	道路公園整備室道路整備課
内　　容	３期に分けて事業を推進している五反野駅前通り無電柱化事業について、以下のとおり１期と２期を一体的に整備していく。ついては、今後の事業の進め方及びその効果と影響を周知するため説明会を開催するので、以下のとおり報告する。 **１　背景** （１）令和８年度施工の１期区間におけるコンクリート製の地下水路の撤去工事において、図面と異なる構造物が確認され、新たな撤去工事等を要することから、１期工事の完了が令和１４年度から約２年遅れる見込みである。 （２）想定外の構造物や地下水の流入など撤去工事が難航しており、施工日数の増加に伴う交通誘導員費など工事費が増額となった。 （３）２期も上記と同様の状況が想定される。 **２　一体的整備に伴う効果と影響** （１）効率的な工程管理 早期に２期の試掘等の調査をすることで、予算措置やライフライン企業者との調整など事前に対策が検討できる。 （２）事業期間の短縮 以下の理由により、１期と２期区間の事業完了を３年程度短縮できる。 ア　ライフライン企業者との支障移設補償契約や設計委託・工事の協定をまとめて締結することができる。 イ　舗装復旧等、区が行う工事を一括して発注・施工できる。 （３）事業費の削減 上記に伴い事業費が削減できる。 （４）地域住民及び隣接家屋への影響 ア　１期単体でみれば事業完了時期が約１０年程度延期となる。 イ　工事のタイミングが変わるのみで、他にマイナスの影響はない。 **３　説明会について** （１）日　　時 令和９年１月２２日（金）　午後　７時００分から 令和９年１月２３日（土）　午前１０時００分から （２）場　　所 中央南地域集会所（足立一丁目１７番５号）

（３）内　　容

ア　無電柱化事業の概要

イ　今後の事業の進め方

（４）周知方法

ア　ポスティングによる配布（２，５００世帯）

イ　区ホームページ掲載

ウ　ＳＮＳへの掲載

エ　町会・自治会の掲示板

４　今後の予定

１期と２期の一体的整備の効果及び影響等について地域住民に広く周知するとともに、理解を得られるように丁寧に説明を行っていく。

位置図



建 設 委 員 会 報 告 資 料

令和８年１１月１３日

件　　名	**建築物減災対策に関する調査について**（９月末までの実績報告）
所管部課名	建築室建築防災課
内　　容	建築物の減災対策の申請状況について報告する。

１　申請件数（実績　同年の９月末現在）

内容	R7	R8	目標	達成率　※２
(1)耐震診断	339	263	540	97%
(2)耐震改修工事等 ※１	286	256	500	102%
(3)家具転倒防止等	70	60	90	133%
(4)ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ派遣(ﾌﾞﾛｯｸ塀)	54	63	110	115%
(5)ﾌﾞﾛｯｸ塀ｶｯﾄ工事	50	32	80	80%
(6)ﾌｪﾝｽ設置工事	22	15	40	75%
(7)不燃化建替え	22	24	32	150%
(8)解体（不燃化）	111	72	238	61%
(9)感震ﾌﾞﾚｰｶｰ設置工事	318	328	450	146%

※１　(2)耐震改修工事等 には解体工事含む

※２　４～９月(６か月間)の現状の達成率

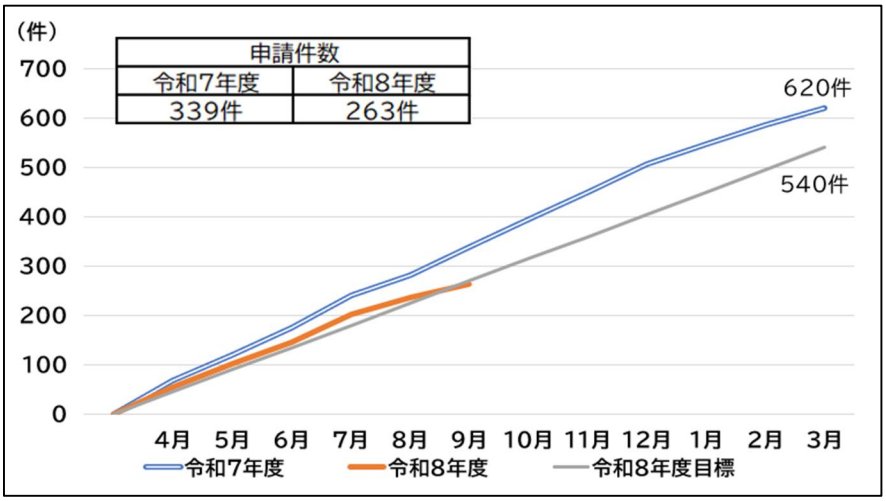
達成率とは、年度末時点での目標を達成するための指標として、年間目標を１２等分し、これを報告時の４月からの経過月数分積み上げた数値に対する達成割合で、１００％であれば報告月まで目標どおり申請があることを示す。

［達成率の計算式］

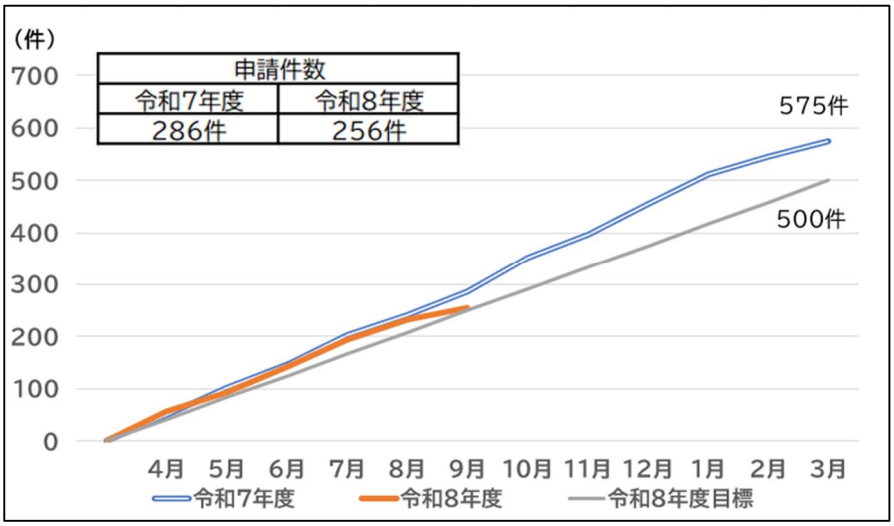
$$\left[\ \text{Ｒ８実績値} \div \left(\text{目標値} \times \frac{\text{経過月数}}{12}\right) \times 100\ (\%)\ \right]$$

2　推定累計申請数推移

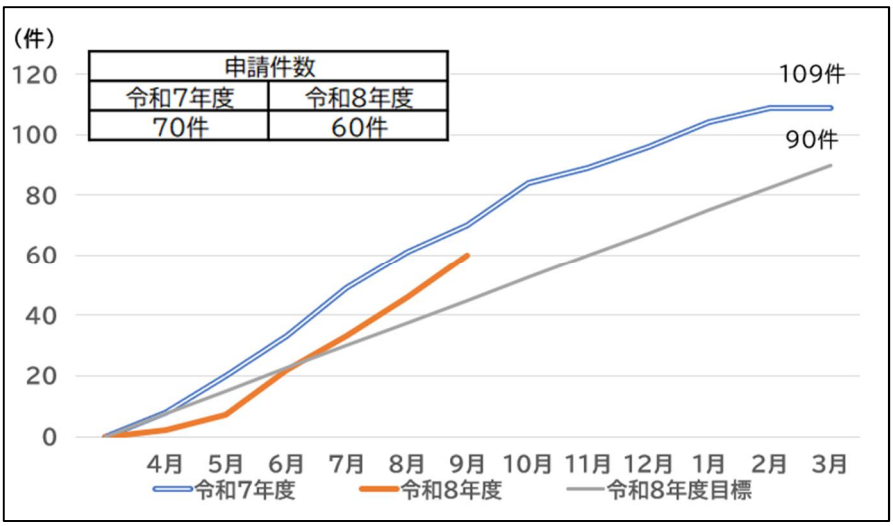
（１）耐震診断申請件数



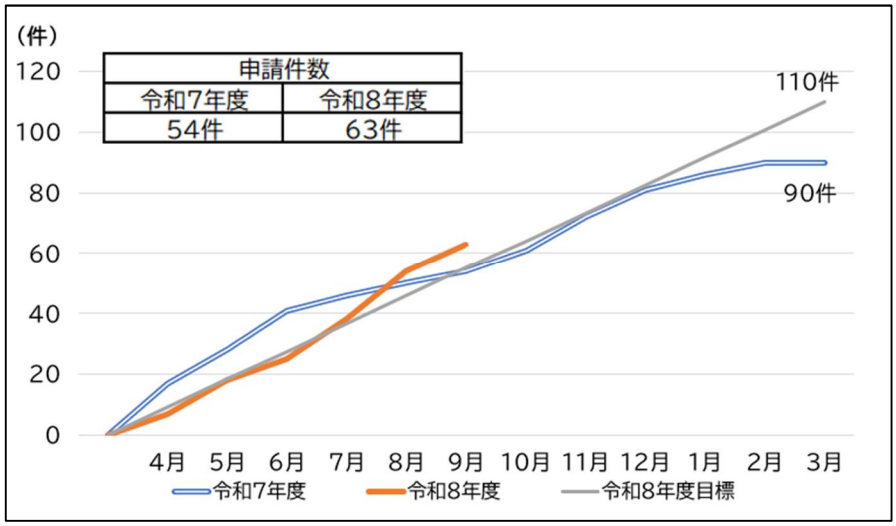
（２）耐震改修工事等申請件数



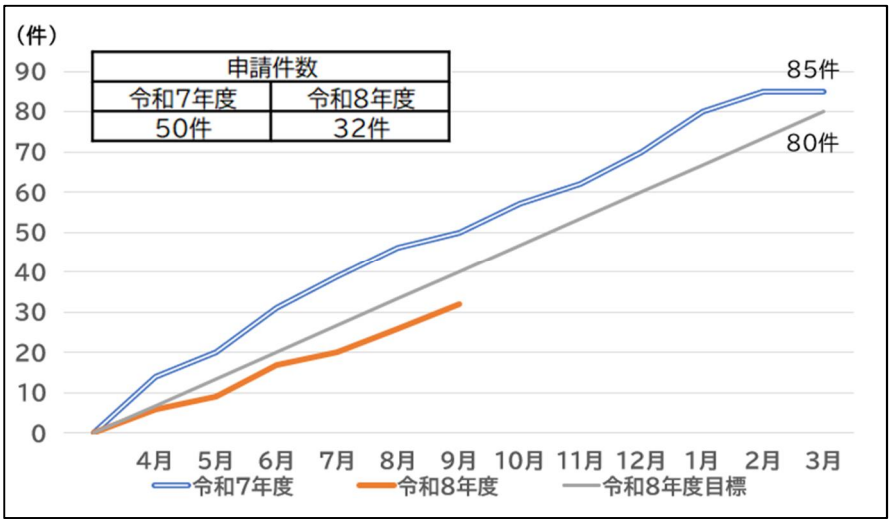
（３）家具転倒防止等申請件数



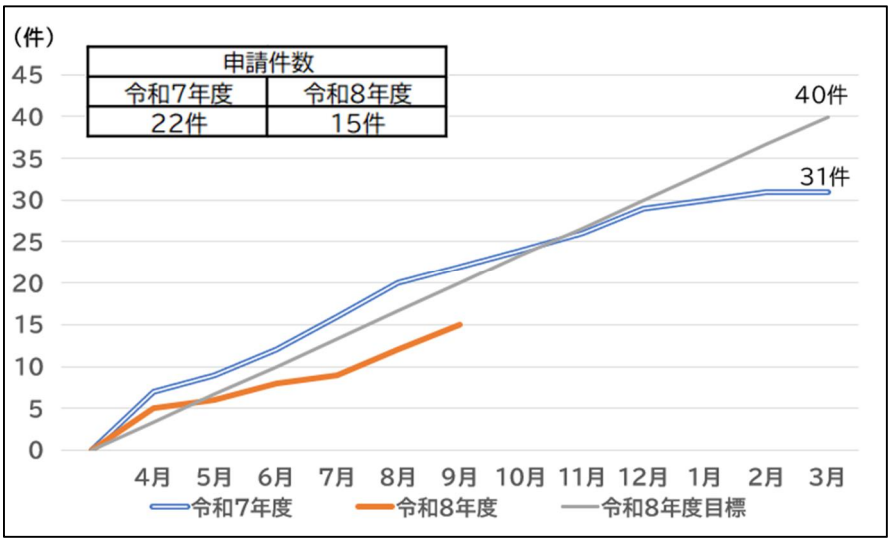
（４）アドバイザー派遣申請件数



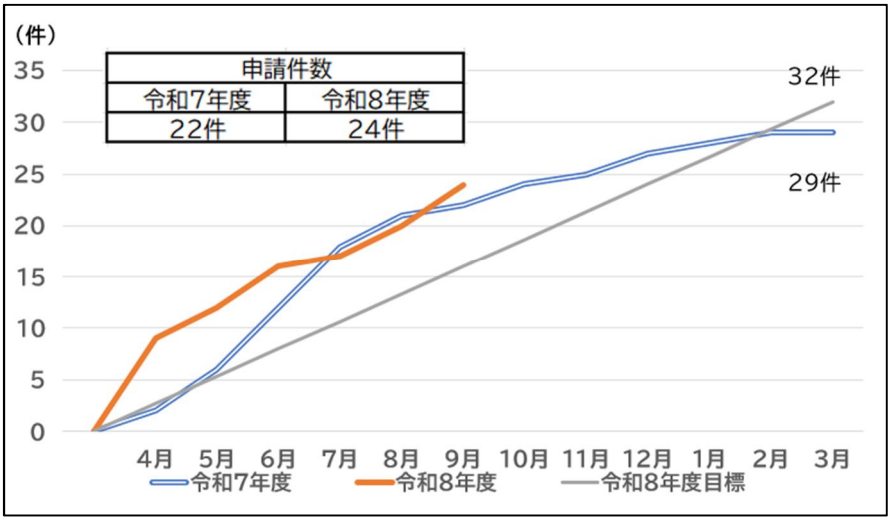
（５）ブロック塀カット工事申請件数



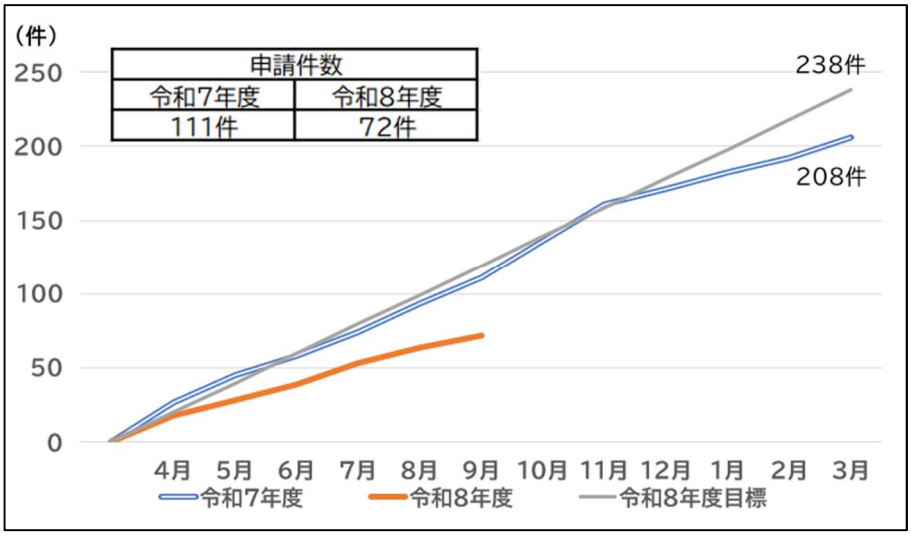
（６）フェンス設置工事申請件数



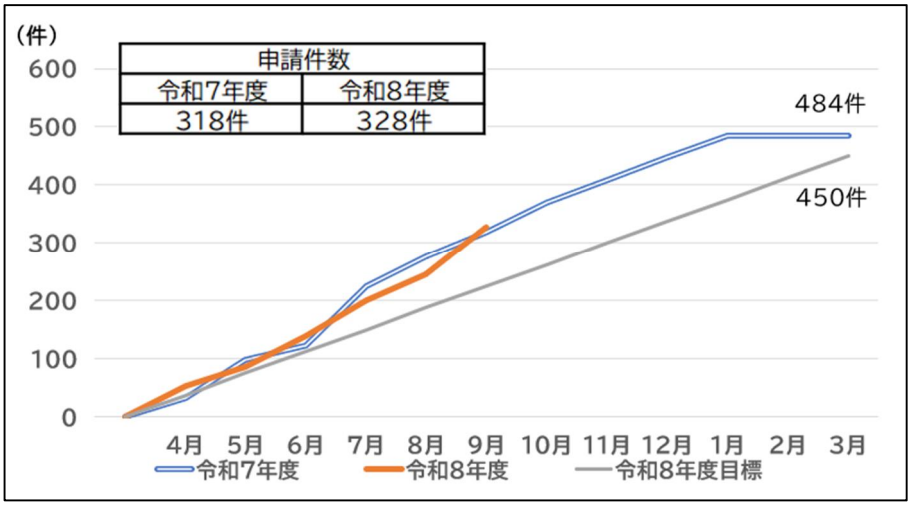
（７）不燃化建替え申請件数



（８）解体（不燃化）申請件数



（９）感震ブレーカー設置工事申請件数



	３　今後の方針 　拡充３か年計画により、特に重要な耐震診断及び耐震改修工事等助成の実績を高めることができた。まずは一年延長した令和８年度もさらに実績の上積みを図れるよう、積極的な周知啓発に努めていく。